

令和2年3月2日

一時預かり事業実施園
代表者様

千葉県こども未来局こども未来部
幼保運営課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための
一時預かり事業の利用について（その2）

日頃より、本市保育行政へのご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。
さて、令和2年2月28日付「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための一時預かり事業の利用について」により、一時預かり事業の対応をお知らせさせていただきましたが、実施園や市民からのお問い合わせの多い内容につきまして、下記の通り対応方針を取りまとめましたので、お知らせいたします。

記

1 不定期利用を停止する理由について

日常的に預かっていない児童の利用は、健康状態の把握が困難であり、新型コロナウイルス感染拡大のリスク管理の観点から不定期利用のご利用を停止するもの。

2 不定期利用の停止の例外について

以下のような事例を想定しています。

(1) 不定期利用を定期的に利用している児童

ア 就労のため幼稚園と一時預かり不定期利用を定期的に併用している児童

イ 定期利用の要件に満たない就労で、定期的に利用している児童

(2) すでに利用が決まっていて、どうしても取りやめができない場合

※その他、個別の事情につきましては柔軟なご判断をお願いいたします。

3 定期利用児童の、自宅での保育の協力依頼について

定期利用の児童は、保護者の就労等により、本来保育が必要であることから、保護者の仕事の調整等により、自主的に自宅での保育が可能な場合等に協力を依頼することを想定しています。(自宅での保育を強制するものではありません。)

4 3の場合、自宅での保育を行った場合、利用料について

自主的に自宅での保育を依頼するものであるため、月額の利用料金が発生します。

※その旨の了承を得たうえで、自宅での保育の協力を依頼してください。

5 利用停止期間について

現時点では、具体的な目途はたっていません。国や県等の動向を注視しながら再開の時期について検討してまいります。再開の時期が決まりましたら、ホームページ等で周知させていただきます。

6 令和2年度の定期利用申込みについて

当初のご案内のとおり、申し込みの受付、決定等ご対応をよろしくおねがいます。(受付期間3月2日(月)～12日(木))

お問い合わせ先

千葉県こども未来局こども未来部
幼保運営課助成第1班

電話：043-245-5729